

事 務 連 絡
平成19年 2 月 23日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

米国产ピーナツバターの取扱いについて

標記については、本年2月16日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、米国FDAより追加的な情報が公表されたことから、積み戻し等を指導する対象製品を以下のとおりとしますので、御了知願います。

記

1 製造者名

ConAgra Foods

2 ブランド名及びロット

Peter Pan peanut butter (平成18年5月以降に購入されたもの全て)

Great Value peanut butter (容器の蓋に記載されている製品コードが「2111」
で始まるものであって、平成18年5月以降に購入されたもの)

(参考)

<http://www.fda.gov/bbs/topics/NEWS/2007/NEW01565.html>